

(廃止) 勤務実績不良及び適格性を欠く職員に係る分限等取扱要綱	(制定) 勤務実績不良等職員及び心身故障職員に係る分限等取扱要綱
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、教育庁及び学校以外の教育機関に勤務する職員について、勤務実績不良及び適格性を欠く職員（以下「勤務実績不良等職員」という。）に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項の規定に基づく降任及び免職並びにその他の措置の取扱いに関し、職員の分限に関する条例（昭和28年宮崎県条例第41号）及び職員の分限に関する規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第1号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、「勤務実績不良等職員」とは、<u>職員としての能力及び知識の欠如、業務に対する意欲の欠如、職務命令への不服従、独善的行動、反抗的態度、暴力的言動、破廉恥行為等があり、これらの程度が著しくかつ継続する場合であって、職務の円滑な遂行に支障がある、又は支障を生ずるおそれの高い職員をいう。</u></p> <p>(所属長の責務)</p> <p>第3条 所属長は、<u>勤務実績不良等職員と認める職員がいる場合は、当該職員の勤務状況を観察し、勤務状況記録（様式第1号）を作成するとともに、勤務状況が改善するよう適切な指導を行わなければならない。</u></p> <p>2 所属長は、前項の指導にもかかわらず、<u>前条に規定する言動等の程度が改善しない場合は、勤務実績不良等職員報告書（様式第2号）に前項の勤務状況記録を添えて教育庁総務課長に報告するものとする。</u></p> <p>(事実確認)</p> <p>第4条 教育庁総務課長は、前条に規定する報告があった場合は、必要に応じて<u>当該職員の勤務状況について調査を行うとともに、当該職員から意見を聴取するものとする。</u></p> <p>2 <u>教育庁総務課長は、当該職員に心身の故障のおそれがあると認める時は、必要に応じて、当該職員に対し受診することを指示し、診断書の提出を求めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、教育庁及び学校以外の教育機関に勤務する職員について、勤務実績不良及び適格性を欠く職員（以下「勤務実績不良等職員」という。）<u>並びに心身に故障のある職員（以下「心身故障職員」という。）</u>に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項の規定に基づく降任及び免職並びにその他の措置の取扱いに関し、職員の分限に関する条例（昭和28年宮崎県条例第41号）及び職員の分限に関する規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第1号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、「勤務実績不良等職員」及び「心身故障職員」とは、次の各号に該当する職員をいう。</p> <p>(1) <u>勤務実績不良等職員</u> 職員としての能力及び知識の欠如、業務に対する意欲の欠如、職務命令への不服従、独善的行動、反抗的態度、暴力的言動、破廉恥行為等があり、これらの程度が著しくかつ継続する場合であって、<u>職務の円滑な遂行に支障がある、又は支障を生ずるおそれの高い職員</u></p> <p>(2) <u>心身故障職員</u> <u>心身故障のため、職務の遂行に支障がある、又は職務の遂行に堪えない職員</u></p> <p>(勤務実績不良等職員の報告等)</p> <p>第3条 所属長は、<u>前条第1号に該当すると認められる職員がいる場合は、当該職員の勤務状況を観察し、勤務状況記録（様式第1号）を作成するとともに、勤務状況が改善するよう適切な指導を行わなければならない。</u></p> <p>2 所属長は、前項の指導にもかかわらず、<u>前条第1号に規定する言動等の程度が改善しない場合は、勤務実績不良等職員報告書（様式第2号）に前項の勤務状況記録を添えて教育政策課長に報告するものとする。</u></p> <p>3 <u>教育政策課長は、前項に規定する報告があった場合は、必要に応じて当該職員の勤務状況について調査を行うとともに、当該職員から意見を聴取するものとする。</u></p> <p>4 <u>教育政策課長は、当該職員に心身の故障のおそれがあると認めるときは、必要に応じて、当該職員に対し受診することを指示し、診断書の提出を求めるものとする。</u></p> <p>(心身故障職員の報告)</p> <p>第4条 所属長は、第2条第2号に該当すると認められる職員がいる場合は、<u>心身故障職員報告書（様式第3号）を教育政策課長に提出するものとする。</u></p>

(廃止) 勤務実績不良及び適格性を欠く職員に係る分限等取扱要綱	(制定) 勤務実績不良等職員及び心身故障職員に係る分限等取扱要綱
<p>(職員審査委員会)</p> <p>第5条 勤務実績不良等職員に係る降任及び免職並びにその他の措置の取扱いに関し必要な事項を調査審議するために、職員審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会の組織及び運営は別に定める。</p> <p>(審査)</p> <p>第6条 教育庁総務課長は、勤務実績不良等職員であると認める職員に関する措置について委員会に諮るものとし、委員会は、当該職員について降任相当、免職相当、改善指導研修実施相当の別を審査するものとする。</p> <p>2 教育庁総務課長は、委員会において改善指導研修が必要とされた職員(以下「対象職員」という。)について、その旨を対象職員に通知するものとする。</p> <p>3 前項の通知に当たっては、対象職員に対して勤務状況等に関する注意、改善指導研修を行う理由の説明及び降任又は免職を行う可能性の告知を行うとともに、対象職員の意見を聴取するものとする。</p> <p>(改善指導研修)</p> <p>第7条 改善指導研修は、所属において実施するものとし、その内容等については別に定める。</p> <p>(再審査)</p> <p>第8条 教育庁総務課長は、改善指導研修期間満了後、所属長から研修結果の報告を受けるとともに、研修結果に係る対象職員の意見を聴取するものとする。</p> <p>2 教育庁総務課長は、改善指導研修後の対象職員の措置について、委員会に諮るものとし、委員会は対象職員について、降任相当、免職相当、措置不要の別を審査するものとする。</p>	<p>(職員審査委員会)</p> <p>第5条 勤務実績不良等職員及び心身故障職員に係る降任及び免職並びにその他の措置の取扱いに関し必要な事項を調査審議するために、職員審査委員会を置く。</p> <p>2 職員審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。</p> <p>(審査)</p> <p>第6条 教育政策課長は、勤務実績不良等職員であると認められる職員に関する措置について職員審査委員会に諮るものとし、職員審査委員会は、当該職員について降任相当、免職相当又は改善指導研修実施相当の別を審査するものとする。</p> <p>2 教育政策課長は、職員審査委員会において改善指導研修が必要とされた職員(以下「対象職員」という。)について、その旨を対象職員に通知するものとする。</p> <p>3 前項の通知に当たっては、対象職員に対して勤務状況等に関する注意、改善指導研修を行う理由の説明及び降任又は免職を行う可能性の告知を行うとともに、対象職員の意見を聴取するものとする。</p> <p>(改善指導研修)</p> <p>第7条 改善指導研修は、所属において実施するものとし、その内容等については別に定める。</p> <p>(勤務実績不良等職員に係る再審査)</p> <p>第8条 教育政策課長は、改善指導研修期間満了後、所属長から研修結果の報告を受けるとともに、研修結果に係る対象職員の意見を聴取するものとする。</p> <p>2 教育政策課長は、改善指導研修後の対象職員の措置について、職員審査委員会に諮るものとし、職員審査委員会は対象職員について、降任相当、免職相当又は措置不要の別を審査するものとする。</p> <p>(傷病審査委員会)</p> <p>第9条 第4条の規定による報告があった職員について、心身の故障のため、職務の遂行に支障がある、又はこれに堪えないものであるかどうか、医師の意見を踏まえて検討するために、傷病審査委員会を置く。</p> <p>2 傷病審査委員会においては、検討の参考とするため、当該職員に対し、主治医の診断書を求めるものとする。</p> <p>3 傷病審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。</p> <p>(心身故障職員に係る審査)</p> <p>第10条 教育政策課長に対する第4条の規定に基づく報告があった場合、速やかに傷病審査委員会に諮るものとする。</p>

(廃止) 勤務実績不良及び適格性を欠く職員に係る分限等取扱要綱	(制定) 勤務実績不良等職員及び心身故障職員に係る分限等取扱要綱
<p>(処分)</p> <p><u>第9条</u> 教育長は、第6条又は前条第2項の規定による<u>委員会</u>の審査結果を踏まえて教育委員会に付議し、分限処分の可否について決定するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第10条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。</p>	<p>2 <u>教育政策課長は、傷病審査委員会における審査が終了した後、医師2名を指定し、受診を命令し、当該医師の診断書を提出させるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定に基づき指定された医師2名によって、長期の療養若しくは休養を要する心身の故障又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があるとの診断がなされた場合、当該職員に関する措置について職員審査委員会に諮るものとし、職員審査委員会は、当該職員について、降任相当、免職相当又は措置不要の別を審査するものとする。</u></p> <p>4 <u>指定された医師2名のうち、少なくとも1名が前項に掲げる診断をしなかった場合又は職員審査委員会において降任相当若しくは措置不要の判断がなされた場合は、当該職員の円滑な職場復帰へ向けて必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p><u>第11条</u> 教育長は、第6条若しくは第8条第2項又は前条第3項の規定による<u>職員審査委員会</u>の審査結果を踏まえて教育委員会に付議し、分限処分の可否について決定するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第12条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。</p>